

教育委員会における障害者雇用率について

H30(2018).9.4 教育委員会総務課

【概要】

- 国に対する障害者雇用率の報告について、精神の不調により6月以上休職している職員を、精神障害者保健福祉手帳を確認することなく計上するなど、39名について国のガイドラインに沿わない計上があった。
- これにより、平成29年度の障害者雇用率は2.36%から2.02%に低下

1 県教委の状況〔平成29年度分〕 ※ 法定雇用率 2.2%

		確認前	ガイドライン 非対象者数	確認後
障害者雇用数		217人	39人	178人
内 訳	身体障害者	156人	5人	151人
	知的障害者	2人	0人	2人
	精神障害者	59人	34人	25人
障害者雇用率		2.36%		2.02%

2 ガイドライン非対象者の状況

【身体障害者】

- ・ 本人の身体状況等により、手帳を確認することなく判断していたもの（5人）

【精神障害者】

- ・ うつ病などの精神の不調により6月以上休職している者について、申請をすれば精神障害者保健福祉手帳を取得できる可能性が高いとして、実際の取得を確認することなく計上していたもの（32人）
- ・ てんかんなど本人の申告により把握している症状に基づき、手帳を確認することなく判断していたもの（2人）

※ 調査した範囲（H23以降）では、平成24年度以降ガイドラインに沿わない計上を確認